

久喜市移動販売導入事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内において移動販売を行う事業者等を支援するとともに、市民に買物の機会を提供するため、移動販売を行う事業者等に対し、予算の範囲内において久喜市移動販売導入事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、久喜市補助金等の交付に関する規則（平成22年久喜市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において「移動販売」とは、移動販売車（固定コンテナその他商品の収納及び販売のための設備を設けた車両をいう。以下同じ。）を使用して、定期的に市内の各地において、不特定多数の者を対象に次に掲げる商品のいずれも販売する事業をいう。

(1) 生鮮三品（青果、肉及び魚をいう。）

(2) 加工食品又は生活必需品

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たし実施する事業とする。

(1) 販売する場所及び時間をあらかじめ定め、週に1回以上移動販売を行うこと。

(2) 補助金の交付の決定を受けた日から5年以上継続して移動販売を行うこと。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 市内で移動販売を行っている、又は行う見込みである市内の法人、個人、商店街、商工団体等であること。
- (2) 補助金の交付の決定を受けた年度内に移動販売を行うこと。
- (3) 市税等の滞納がないこと。
- (4) 移動販売に関する関係法令を遵守すること。
- (5) 個別の契約に基づき、あらかじめ受注した商品を特定の日時に発注した特定の者に個別に配送を行う事業を営むものでないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは補助事業者としない。

- (1) 政治団体
- (2) 宗教上の組織又は団体
- (3) 久喜市暴力団排除条例（平成25年久喜市条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条例第3条第2項に規定する暴力団関係者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業者
(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費のうち、次の各号のいずれかに該当する経費とする。ただし、国、他の地方公共団体又はこれらに準ずる団体の補助を受けているものを除く。

- (1) 申請する日の属する年度に係る移動販売車の新規購入、借上げ又は改修に要する経費
- (2) 申請する日の属する年度に係る移動販売に必要な設備の新規購入、借上げ又は改修に要する経費
- (3) 移動販売の実施を周知するために必要な経費
- (4) その他市長が必要と認める経費
(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2以内で市長が定める額とし、100万円を上限とする。

(交付申請書の様式)

第7条 規則第6条第1項の申請書の様式は、移動販売導入事業費補助金交付申請書(様式第1号)のとおりとする。

(交付決定通知書の様式等)

第8条 規則第9条第1項の交付決定通知書の様式は、移動販売導入事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)のとおりとする。

2 規則第9条第2項による通知書の様式は、移動販売導入事業費補助金不交付決定通知書(様式第3号)のとおりとする。

(変更承認申請書の様式等)

第9条 規則第11条第1項の申請書の様式は、移動販売導入事業費補助金変更承認申請書(様式第4号)のとおりとする。

2 前項に規定する変更承認申請書の提出期限は、補助事業を変更しようとする日の1か月前とする。

3 市長は、第1項に規定する変更承認申請書を受理したときは、その内容を速やかに審査し、当該申請が適当であると認めるときは、移動販売導入事業費補助金変更承認通知書(様式第5号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告書の様式等)

第10条 規則第13条の報告書の様式は、移動販売導入事業費補助金実績報告書(様式第6号)のとおりとする。

2 前項に規定する報告書の提出期限は、補助対象経費の支払いが完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた会計年度末日のいずれか早い日とする。

(実施状況等の報告)

第11条 補助事業者は、補助金の交付の決定を受けた年度から6年間、移動販

売の実施状況等について、移動販売導入事業実施状況等報告書（様式第7号）により、各会計年度の末日から2週間以内に市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、移動販売導入事業費補助金額確定通知書（様式第8号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第13条 前条に規定する通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、移動販売導入事業費補助金請求書（様式第9号）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、補助金を交付するものとする。

（概算払の請求）

第14条 補助事業者は、規則第16条ただし書の規定により、補助事業の完了前に補助金の交付を受けようとするときは、移動販売導入事業費補助金概算払請求書（様式第10号）により市長に請求するものとする。

（補助金の返還）

第15条 補助金の交付を受けたものは、移動販売の開始後5年未満でその運営を終了したときは、補助金を全額返還しなければならない。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- （1） 補助金の交付を受けた者が死亡したこと又は身体的機能の一部を失ったことにより事業の継続ができない場合
- （2） 天災その他やむを得ない事由により事業の継続が困難である場合
- （3） その他市長が認める場合

（書類等の整備）

第16条 規則第20条に規定する書類、帳簿等は、補助事業の完了の日の属す

る会計年度の翌会計年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。